

概略施工計画図（令和 4 年度～令和 9 年度）

《次ページ A 3 の説明資料》

1 概略施工計画図について

本概略施工計画図は、平成 30 年作成の概略施工計画図をベースに、現時点までの道路・宅地の整備状況、今後の土地区画整理事業の施工手順を踏まえて修正したものです。（高度利用化は、具体的な計画が定まっておきませんので、本概略施工計画図には土地区画整理事業の内容のみを示しています。）

地区内の整備については、整備完了箇所との連続性が図られるよう進めることにより、経済的・効率的に建物移転・工事を進めていきます。

また、権利者の方々への移転補償や工事等の説明は、施工年度の概ね一年半前を目途に行う予定です。

2 概略施工計画図の見方について

施工年度の色分けは、施工の順番を示しており、概ね「赤色→橙色→黄色→青色→緑色」の順に施工していきます。

【東京外環自動車道の西側（図面の左側）】

- ・令和 4 年度から土地区画整理事業地区内の骨格となる幹線道路（北口駅前線、区 12-1 号線）を早期に整備します（図①）。
- ・令和 5 年度からは区 12-1 号線から連続する区画道路及び宅地を整備（図②）するとともに、駅前広場を含む区域の周辺道路及び宅地整備（図③）を一体的に進める予定です。
- ・宅地整備については、ライフライン（下水道・雨水管）の整備を下流側の外環側道から実施する必要があるため、上記の整備（図②）を先行的に進めた上で、令和 6 年度からは、建物が密集している区域の整備を順次進める予定です（図④）。
- ・事業の最終段階には、公共施設である公園を含む地区の工事に着手する予定です（図⑤）。

【東京外環自動車道の東側（図面の右側）】

- ・先行して整備された中央第二谷中土地区画整理事業（以下、「第二谷中」という。）の幹線道路との連続性を確保するため、令和 4 年度に都市計画道路・宮本清水線（図①）を整備し、令和 5 年度からは区 12-3 号線を含む区域（図②）、令和 6 年度からは第二谷中との隣接区域（図③）へと順次整備を進めていく予定です。
- ・また、上記整備に並行して、存置建付地を多く含む地区（図④）を令和 4 年度から順次整備し、宅地地盤面が高い区域の雨水排出抑制対策を実施し、安全性を確保した上で、令和 6 年度から広範囲で宅地造成が必要な区域（図⑤）の整備を進める予定です。
- ・事業の最終段階には、公共施設である公園を含む地区の工事に着手する予定です（図⑥）。